

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート																			
事務事業名		公民館整備事業（除却含む）						予算事業名		公民館整備事業費													
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	社会教育法，建設リサイクル法，建築基準法，県条例，設置及び管理に関する条例													
				10	05	04	5001	経常経費															
総合計画体系		4未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり（教育・文						事業の区分	主要事業														
		4-2生涯を通じてともに学べる環境づくり（生涯学習・地域教育・							重点事業														
		①自ら学ぶ機会の充実						担当課係等	生涯学習課														
4公民館の整備						公民館係																	
事業期間		継続（平成26年度～ 年度）																					
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】															
市民が集い，学びや活動によるつながりを支えるため，地域の生涯学習及び交流の拠点として，公民館を整備していく。また，全市的な公民館事業を展開するため，絹川・上山川・江川地区の既存の公共施設を改修し，地区分館整備を推進する。								公民館本館の老朽化が進み，耐震基準が満たされていないと判定，使用停止になった。公民館は市町村が設置することになっており，全国ほとんどの市町村に公民館があるが，一部の自治体では，地域交流センターに名称を変え，公民館が存在しない自治体もある。															
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】															
平成29年度	公民館建設工事（平成30年3月完了）							市民（利用者） 公民館（本館），北部分館，地区分館															
平成30年度	公民館（本館）の開館（平成30年5月オープン） 高濃度PCB含有コンデンサの廃棄（平成30年7月）																						
令和元年度	元公民館解体実施設計委託							【事業をとりまく環境の変化】 市立公民館使用停止後，新公民館建設を要望する声が多く，平成29年度に新公民館建設工事に着手，平成30年3月完了して，同年5月に新公民館が開館した。															
	元公民館のアスベスト成分調査																						
	元公民館内変圧器の低濃度PCB調査																						
令和2年度	地区分館整備基本計画策定																						
	アスベスト撤去を含む元公民館解体工事																						
【令和 2年度 事業内容】								【令和 3年度 事業内容】								【令和 4年度 事業内容】							
アスベスト撤去を含む元公民館解体工事																							

		H30年度	R01年度			
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0			
	県支出金	0	0			
	地方債	0	0			
	その他の	0	0			
	一般財源	0	5,397			
歳入計（千円）		0	5,397			
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）			
	13 委託料	0	5,397			
歳出計（千円）（A）		0	5,397			
伸び率（％）			皆増			
備考	総合計画119ページ 予算書172ページ					

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	建物建設及び解体撤去に係る工事・委託の発注件数（累計）	件	目標	3.00	1.00	2.00
	H30事務所移転作業委託，PCB収集運搬委託，PCB廃棄物処理委託，R1元公民館解体工事 事実施設設計委託，R2公民館解体工事		実績	3.00	0.00	0.00
		回	目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	建設・撤去する公民館の数（累計）	件	目標	0.00	0.00	1.00
			実績	0.00	0.00	0.00
	公民館の数（撤去予定のものは含めない）	箇所	目標	2.00	2.00	2.00
			実績	2.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	社会教育法第20条で「公民館は住民のために，教育，学術及び文化に関する事業を行い，教養の向上，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与する」とうたわれており，公民館を整備し教育・文化等に関する各種事業を推進する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	社会教育法第21条で「公民館は市町村が設置する」となっており，市が行うべき事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	公民館施設整備基本構想に基づき，新しく公民館（本館）を建設し，今後，地区分館の整備を行っていく。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	元公民館の解体工事については交付金等の活用を検討し，地区分館整備においては利用しやすく機能的な施設を検討する。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	公民館は広く市民を対象とした施設である。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	分館の整備により，現在，公民館（本館）を中心に進めている市民講座や公民館事業がより身近な地域で事業展開できるようになり，市内全域における生涯学習の推進につながる。
進捗度	事業の進捗	C 遅れている	公民館施設整備基本構想では公民館の建設について，平成28年度に基本・実施設計を委託発注し，すみやかに建設工事に着手する予定だったが，予定より遅れて平成30年3月に完成した。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
新しい公民館が完成し，元公民館の解体について，実施設計を行う段階に入ったが，地区分館においては，整備を進めていくための具体的な計画がない状況である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
今後，地区分館として想定される既存施設等の現状把握を行った上で分析を行い，分館の整備を目的とした基本計画を策定する必要がある。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 元公民館の解体の実施とあわせて，地域の交流拠点としての分館を整備することで公民館事業を展開していくため，庁内関係部局と検討・調整し事業を推進していく。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。